

2014/05/07 11:06 現在の情報です。

札幌市中央区北五条西五丁目7番地
 キャリアバンク株式会社
 会社法人等番号 4300-01-004883



商号	キャリアバンク株式会社	
本店	札幌市中央区北一条西二丁目1番地	平成17年6月1日移転
	札幌市中央区北五条西五丁目7番地	平成17年4月18日移転 平成17年4月20日登記
公告をする方法	電子公告により行う。 http://www.career-bank.co.jp 事故その他のやむを得ない事由により電子公告 をすることができない場合は、日本経済新聞に 掲載する方法により行う。	平成18年8月30日変更
		平成18年9月14日登記
会社成立の年月日	昭和62年11月17日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有料職業紹介事業 2. 労働者派遣事業 3. 職業安定法に基づく再就職斡旋事業 4. 診療報酬請求事務並びに病院一般事務の請負業務 5. 医療機関及び介護施設等から委託された医事、介護関連業務の請負 6. 企業の販売促進活動の企画、立案業務の請負業務 7. 給与計算に関する代行業務 8. 帳簿の記帳等の経理事務、各種文書の作成、電話受発信事務、事務用機器操作等の事務処理サービスの請負業務 9. コンピュータシステムの開発、機械設計等の請負業務 10. 求人、求職情報に関する資料の作成及び提供 11. 企業の求人・採用活動の企画、立案及びコンサルティング業務 12. 人材育成のための教育事業並びに企業、団体に属する社員の研修業務 13. 個人の生涯計画、経歴計画等のキャリアプランの指導並びにカウンセリング事業 14. 指定管理者制度に基づく公の施設の管理及び運営受託 15. 競争入札及び随意契約に基づき国、地方公共団体等が発注する各種役務並びに公共サービスの受託 16. 企業及び個人に対しての電話受発信代行業務 17. 書籍の出版及び電子出版物の制作、販売 18. 各種市場調査業務 19. 会議室及び事務所の賃貸 20. 前各号に附帯する一切の業務 	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有料職業紹介事業 2. 労働者派遣事業 3. 再就職支援事業 4. 診療報酬請求事務並びに病院事務全般の請負 5. 医療機関及び介護施設等から委託された医事、介護関連業務の請負 6. 販売促進活動の企画、立案、請負 7. 給与計算に関する代行業務 8. 帳簿の記帳等の経理事務、各種文書の作成、電話受発信事務、事務用機器操作等の事務処理サービスの請負業務 9. コンピュータシステムの開発、機械設計等の請負業務 10. 求人、求職情報に関する資料の作成及び提供 11. 企業の求人・採用活動の企画、立案及びコンサルティング業務 12. 教育研修、人材育成支援事業 13. 個人のキャリアプランの指導並びにカウンセリング事業 14. 指定管理者制度に基づく公の施設の管理及び運営受託 15. 国、地方公共団体、各種団体・企業等が発注する役務及び施設管理並びに各種サービスの受託、請負 16. 企業及び個人に対しての電話受発信代行業務 17. 書籍の出版及び電子出版物の制作、販売 18. 各種市場調査業務 19. 会議室及び事務所の賃貸 20. 農作業、水産加工の受託、請負 21. 職業能力開発のための教育研修事業の受託 22. 各種講座、研修会、講習会の開催 23. 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の運営 24. 介護保険法に基づく居宅サービス事業、居宅介護支援事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業 25. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業 	

	26. 経営コンサルティング及び情報収集、処理、提供サービス 27. 各種商品の輸出入、販売、販売代理及び仲立業 28. インターネット、カタログ等による通信販売 29. イベント、セールスプロモーションの企画、制作、実施及び請負 30. 建物・設備の清掃、保守、維持管理業務 31. 前各号に附帯する一切の業務 平成24年 8月29日変更	平成24年 9月 7日登記
単元株式数	100株	平成25年12月 1日設定 平成25年12月 2日登記
発行可能株式総数	3万2800株	平成18年 6月 1日変更 平成18年 6月14日登記
	328万株	平成25年12月 1日変更 平成25年12月 2日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 9556株	平成18年 8月31日変更 平成18年 9月14日登記
	発行済株式の総数 95万5600株	平成25年12月 1日変更 平成25年12月 2日登記
資本金の額	金2億4218万1285円	平成18年 8月31日変更
		平成18年 9月14日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 平成17年10月 1日変更	平成17年10月 3日登記
端株原簿名義書換 代理人の氏名及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 平成17年10月 1日変更	平成17年10月 3日登記
役員に関する事項	取締役 佐藤良雄	平成22年 8月26日重任
		平成22年 9月 9日登記
	取締役 佐藤良雄	平成23年 8月29日重任
		平成23年 9月 7日登記
	取締役 佐藤良雄	平成24年 8月29日重任
		平成24年 9月 7日登記
	取締役 佐藤良雄	平成25年 8月28日重任
		平成25年 9月13日登記
	取締役 中川均	平成22年 8月26日重任
		平成22年 9月 9日登記
	取締役 中川均	平成23年 8月29日重任
		平成23年 9月 7日登記
	取締役 中川均	平成24年 8月29日重任
		平成24年 9月 7日登記
取締役 中川均	平成25年 8月28日重任	
	平成25年 9月13日登記	
取締役 新谷隆俊	平成22年 8月26日重任	
	平成22年 9月 9日登記	
取締役 新谷隆俊	平成23年 8月29日重任	

		平成23年 9月 7日登記
取締役	新 谷 隆 俊	平成24年 8月29日重任
		平成24年 9月 7日登記
取締役	新 谷 隆 俊	平成25年 8月28日重任
		平成25年 9月13日登記
取締役	益 山 健 一	平成22年 8月26日重任
		平成22年 9月 9日登記
取締役	益 山 健 一	平成23年 8月29日重任
		平成23年 9月 7日登記
取締役	益 山 健 一	平成24年 8月29日重任
		平成24年 9月 7日登記
取締役	益 山 健 一	平成25年 8月28日重任
		平成25年 9月13日登記
取締役	桜 井 勝 啓	平成22年 8月26日重任
		平成22年 9月 9日登記
取締役	桜 井 勝 啓	平成23年 8月29日重任
		平成23年 9月 7日登記
取締役	桜 井 勝 啓	平成24年 8月29日重任
		平成24年 9月 7日登記
		平成25年 8月28日退任
		平成25年 9月13日登記
取締役	橋 本 正 太	平成23年 8月29日就任
		平成23年 9月 7日登記
取締役	橋 本 正 太	平成24年 8月29日重任
		平成24年 9月 7日登記
取締役	橋 本 正 太	平成25年 8月28日重任
		平成25年 9月13日登記
取締役	蜂 谷 忠 義	平成25年 8月28日就任
		平成25年 9月13日登記
代表取締役	佐 藤 良 雄	平成22年 8月26日重任
		平成22年 9月 9日登記
代表取締役	佐 藤 良 雄	平成23年 8月29日重任
		平成23年 9月 7日登記
代表取締役	佐 藤 良 雄	平成24年 8月29日重任
		平成24年 9月 7日登記
代表取締役	佐 藤 良 雄	平成24年12月 8日住所 移転
		平成24年12月21日登記
		平成25年 8月28日重任

	代表取締役 佐藤良雄	平成25年 9月13日登記
	監査役 土屋公三 (社外監査役)	平成19年 8月30日重任 平成19年 9月13日登記
	監査役 土屋公三 (社外監査役)	平成23年 8月29日重任 平成23年 9月 7日登記
	監査役 小泉直嗣	平成19年 8月30日就任 平成19年 9月13日登記
	監査役 小泉直嗣	平成23年 8月29日重任 平成23年 9月 7日登記
	監査役 松田一敬 (社外監査役)	平成21年 8月28日就任 平成21年 9月10日登記
	監査役 松田一敬 (社外監査役)	平成25年 8月28日重任 平成25年 9月13日登記
	会計監査人 有限責任監査法人トーマツ	平成22年 8月26日重任 平成22年 9月 9日登記
	会計監査人 有限責任監査法人トーマツ	平成23年 8月29日重任 平成23年 9月 7日登記
	会計監査人 有限責任監査法人トーマツ	平成24年 8月29日重任 平成24年 9月 7日登記
	会計監査人 有限責任監査法人トーマツ	平成25年 8月28日重任 平成25年 9月13日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>平成18年 8月30日設定 平成18年 9月14日登記</p>	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>平成18年 8月30日設定 平成18年 9月14日登記</p>	
支店	1 北海道函館市五稜郭町1番14号	平成23年 6月20日設置 平成23年 6月23日登記
	2 北海道旭川市一条通九丁目50番地3	平成23年 6月20日設置 平成23年 6月23日登記
	3 北海道帯広市西二条南十一丁目12番地1	平成23年 6月20日設置 平成23年 6月23日登記
新株予約権	第2回新株予約権 新株予約権の数	

400個
377個

362個

349個

307個

281個

273個

267個

平成18年 5月30日変更

平成18年 6月14日登記

平成18年11月21日変更

平成18年11月30日登記

平成19年 5月31日変更

平成19年 5月31日登記

平成21年 5月27日変更

平成21年 5月28日登記

平成22年 5月25日変更

平成22年 7月 6日登記

平成23年 5月31日変更

平成23年 5月31日登記

平成24年 5月31日変更

平成24年 6月 4日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 400株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併・会社分割・資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも必要かつ合理的な範囲で新株予約権の数は適切に調整されるものとする。

普通株式 377株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併・会社分割・資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも必要かつ合理的な範囲で新株予約権の数は適切に調整されるものとする。

平成18年 5月30日変更

平成18年 6月14日登記

普通株式 754株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併・会社分割・資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも必要かつ合理的な範囲で新株予約権の数は適切に調整されるものとする。

平成18年 6月 1日変更

平成18年 7月14日登記

普通株式 724株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併・会社分割・資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも必要かつ合理的な範囲で新株予約権の数は適切に調整されるものとする。

平成18年11月21日変更

平成18年11月30日登記

普通株式 698株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併・会社分割・資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも必要かつ合理的な範囲で新株予約権の数は適切に調整されるものとする。

平成19年 5月31日変更

平成19年 5月31日登記

普通株式 614株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併・会社分割・資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも必要かつ合理的な範囲で新株予約権の数は適切に調整されるものとする。

平成21年 5月27日変更 平成21年 5月28日登記

普通株式 562株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併・会社分割・資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも必要かつ合理的な範囲で新株予約権の数は適切に調整されるものとする。

平成22年 5月25日変更 平成22年 7月 6日登記

普通株式 546株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併・会社分割・資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも必要かつ合理的な範囲で新株予約権の数は適切に調整されるものとする。

平成23年 5月31日変更 平成23年 5月31日登記

普通株式 534株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併・会社分割・資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも必要かつ合理的な範囲で新株予約権の数は適切に調整されるものとする。

平成24年 5月31日変更 平成24年 6月 4日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

金37万6110円とする。新株予約権1個当たりの払込をなすべき金額は、1株当たりの払込価額（以下、行使価額とする）に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とする。当初の行使価額は、1株につき金37万6110円とする。なお、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額（時価を下回る価額とは、新株を発行する前日の札幌証券取引所における当社株式普通取引の終値（当該日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値）。）で新株を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

既発行 新規発行株式数 × 1株当たりの払込金額

+

調整後 調整前 株式数 新規発行前の株価
払込金額 = 払込金額 ×

既発行株式数 + 新規発行株式数

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は分割又は併合の比率に応じて調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成19年10月1日から平成24年9月30日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときはその前営業日とする。

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の役員もしくは従業員員の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
2. 対象者の相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、対象者が業務上の災害等で死亡した場合は、対象者の相続人が新株予約権を行使することができるものとする。
3. 新株予約権の質入その他の処分は認めない。
4. その他権利行使の条件は、新株予約権発行に関する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権を受ける者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。

当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

1. 当社が消滅会社となる合併契約書が締結されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で

承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
 2. 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）」1.に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。
 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）」1.に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。

平成18年 5月 1日変更 平成18年 5月19日登記

平成17年 8月11日登記

平成24年10月1日行使期間満了

平成24年10月 9日登記

第3回新株予約権

新株予約権の数

600個

595個

平成23年 5月31日変更

平成23年 5月31日登記

574個

平成24年 5月31日変更

平成24年 6月 4日登記

557個

平成25年 5月31日変更

平成25年 5月31日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 600株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める目的となる株式の数の調整を行う。

普通株式 595株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める目的となる株式の数の調整を行う。

平成23年 5月31日変更

平成23年 5月31日登記

普通株式 574株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める目的となる株式の数の調整を行う。

平成24年 5月31日変更

平成24年 6月 4日登記

普通株式 557株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める目的となる株式の数の調整を行う。

平成25年 5月31日変更

平成25年 5月31日登記

普通株式 5万5700株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める目的となる株式の数の調整を行う。

平成25年12月1日変更 平成25年12月2日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、1株につき金6万984円とする。
なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の普通株式の株価}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1株につき金610円とする。
なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の普通株式の株価}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

平成25年12月1日変更 平成25年12月2日登記
新株予約権を行使することができる期間
平成25年6月1日から平成27年5月31日まで

新株予約権の行使の条件

新株予約権者は権利行使の時点においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
以下の場合において、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

1. 当社が消滅会社となる合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転に関し当社株主総会の承認決議がなされた場合。

	<p>2. 新株予約権の行使の条件やその他の要因等により本新株予約権の全部又は一部の行使が可能と見込めない場合。</p> <p>3. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が新株予約権の全部又は一部について放棄もしくは返還等の意思を示した場合。</p>	<p>平成23年 2月28日発行</p> <p>平成23年 3月 9日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成21年 8月28日設定 平成21年 9月10日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成21年 8月28日設定 平成21年 9月10日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成 9年10月 2日移記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。